

被災、そして復旧から復興へ

診療所全壊！模索する歯科医

巡回診療車で再スタートの第一歩

患者がなにものにも代えがたい財産

想像を絶する光景

神戸市垂水区の自宅で、突き上げられるような衝撃を受け目覚めた大畑登代は、初めて経験する大きな揺れに呆然としてしまった。

垂水区は震源地の明石海峡の目の前に位置しているが、被害は少ない地域だった。が、自宅ではテレビが壊れてしまったので、ラジオや、何十回に1回やっと繋がる電話で情報を得るしかなかった。少しずつ情報が入るにつれて、診療所のことが気になって仕方がない。診療所は、地震後火災がおき、広大な範囲で焼失してしまった長田区にあった。

何とか駆けつけたいと思うが、混乱状態の中、なかなか出かけられなかった。翌々日の1月19日、再開していた神戸市営地下鉄を使って診療所のある長田区へ向かった。最寄りの駅まで車で行き、板宿駅からは歩いて診療所まで行った。ふだんの通勤ルートよりかなりの遠回りだ。

板宿駅からの光景は、想像を絶するものだった。まだくすぶっている所があり、道端に毛布をかぶって寝ている人が何人もいた。消防車も停まっている。

「新聞で写真は見ていましたが、自分の目で見るともう全然違います。何もありません。衝撃でした、本当に」

やっとたどり着いた診療所は、2階が落ちてきて平行四辺形のようにになっていた。知り合いの技工士から、あらかじめその様子を電話で聞いていたとは言え、やはりショックで立ちすくんでしまった。それでも、何か取り出せないかと、恐る恐る中へ入ったが恐怖感が襲ってきて、とてもじっとしてはいられない。とりあえず、金庫の中の重要なものだけを持ち帰った。



地震後しばらくは、大きな余震が何回もあり、診療所はそのたびに少しずつ傾いていく取り出せるものだけでも早く持ち出したいと、気持ちは焦るが、明るい間は、連日どの道路も大渋滞。自分で持って帰れるような小物は電車などを使って、何回も通いほとんど持ち帰ったが、車でないと運べないものについては、明け方に作業することとなった。

片づけているのを見ていた診療所の近所の人がわざわざ軽トラックを貸してくれた。助け合いが身に沁みる。その軽トラックでまだ暗いうちに自宅を出発。深夜だと懐中電灯の中での作業になり不便なので、明け方診療所に着くように考えて自宅を出る。

大きなものを運び出していると、「見回りをしている近所の人たちが、泥棒かと心配して見に来てくれたこともあったんですよ」という笑い話もあるが、男性が何人もかかっていたかなりの重労働だった。大きな機材で修理すれば使えそうなものもあったが、「もともと新しく買い替えようと考えていたので、思い切って廃棄するつもりです」

診療所のすぐそばで巡回診療車で再スタート

大畑が、開業したのは昭和59年。土地と建物の両方を借りてのスタートだった。以来約12年、そろそろ自分のものにしたかったので、土地と建物のどちらも買い取りたいとオーナーと交渉を進めていた。なかなかいい返事をもらえず、難航していたが、やっと今年初めには価格の交渉をする段階にまできていた矢先に、被災してしまっていたのだ。

交渉が中断してしまい気にはかかるが、自宅には水、ガスが復旧せず、日々の暮らしに追われ、なかなか再開できなかった。家賃をストップしてもらったことを話し合っただけで、時間が過ぎていった。

1月末、ようやくオーナーとの交渉を再開したが、どうもいい感触がない。

本会・OA業務

公益法人会計に則った処理を行う社団にあって、不測の事態への対応は困難を極めた。組織財政の基盤は会員からの会費収入によって成り立っている。その会員が多額の被害を被っている状況下において、会費減免などによる収入減と大幅な事業カットによる歳出減のバランスを見極めながら、極力将来へ負の遺産を残さないように努めることなど、会計担当への課題は重かった。

そうした中で執行部は、平成7年度会費の減免措置を行うことを決定し、3月25日に開催された第108回通常代議員会に議案『阪神淡路大震災に係る本会会費の取扱に関する特別措置』を提出、会長一任で可決された。

(1)会費減免基準(日歯会費の減免基準に準じた)

診療所が全壊・全焼:平成7年度分全額

診療所が半壊・半焼:平成7年度分1/2

(2)会費減免件数

会員種別	会員数	全額免除		1/2免除			
一般会員	2,344	158		193			
勤務会員	157	15		14			
合計	※ 2,501	A	173	B	207	A + B	380
※に対する割合		6.9%		8.2%		15.1%	

※特別会員を除く [平成7年9月末現在]

(3)会費減免措置による影響

平成7年度会費収入は、

対前年比 4月 15.0パーセント減

5月 10.8パーセント減

6月 12.2パーセント減

7月 15.0パーセント減

8月 15.0パーセント減

9月 13.0パーセント減で推移している。

(4)平成7年度中止、延期または当番返上した主な事業

1. 全国歯科保健重大会(日歯により代替開催)
2. 11都道府県歯科医師会役員連絡協議会(福岡県歯科医師会担当に変更)
3. その他、歯科医学大会など主要行事の大半をカット

(5)役員報酬等のカット

この度の大震災に鑑み、平成7年度の役員報酬をカット(会長20パーセント、その他の役員10パーセント)することを理事会で議決するとともに、事務局職員は、震災後3月支給分迄の残業を無償奉仕するとともに、平成7年度の職員給料はベアゼロとした。

(6)各会分担金の減額措置について

兵歯八会の中で福祉厚生部門を構成している共済会・国保組合・協同組合は、被災会員救済のため、総力をあげて努力した。そこで本会では、被災会員に対する間接的支援策として、各会分担金を共済会50パーセント相当、国保組合及び協同組合30パーセント相当をそれぞれ減額することとし、9月30日に開催された第109回代議員会にこの減額措置を盛り込んだ補正予算案を提出し、可決承認された。

(7)義援金の処理について

震災直後より全国さまざまところから義援金が送金されてきたため、本会に義援金専用窓口の口座を開設して対応した。その結果、日歯、都道府県歯科医師会、郡市区歯恭順師会並びに関係諸団体より以下の通り義援金を頂いたが、被災状況に応じ、順次、会員に配布した。

1. 入金状況

1 月	24,770,000	7 月	544,560
2 月	88,032,000	8 月	10,442,000
3 月	62,790,495	9 月	640,000
4 月	68,018,140		
5 月	416,730		
6 月	3,321,707		

合 計	258,975,632
-----	-------------

平成7年9月末現在

2. 配付基準

診療所または自宅	全 壊	30万円
	半 壊	20万円
	一 部 損	10万円

※何れも一物件対象、勤務会員は自宅が対象

3. 配布状況と配付金額

被害程度	義援金	支払人数	義援金支払明細
全 壊	300,000円	309名	92,700,000円
半 壊	200,000円	332名	66,400,000円
一 部 損	100,000円	932名	93,200,000円
合 計		1,573名	252,300,000円

[平成7年10月18日現在]

※配布名義: 兵庫県歯科医師会阪神淡路大震災復興本部 本部長 村井俊郎

(8)会費等の電算処理について

会員数の増加に伴い、会員サービスの向上も含め業務OA化に取り組んだ結果、本会業務の大きなウエイトを占めるものの一つである会費等の電算処理ほか各種のシステムが軌道に乗り、安定運用されるに至っていった。その矢先に、この度の阪神淡路大震災が生じた。しかし、幸いにして会館の被害が軽微であり、コンピューター自体が無事であったことが、震災後のコンピューター処理を可能にし、会費等の電算処理業務を引き続き容易にした。

以下、築き上げてきた業務OA化を介して、震災直後に行ってきた電算処理、特に会費等の電算処理を中心に概要を記載する。

1. 震災直後の対応

停電及び火災、水害以外の天災は、過去の経験から予想外であった。しかし、地震は想定していなかったとはいえ、震災前より事故対応のためのデータ保護の見地から、各種システムの日々のデータ保管は怠りなく実施していた。

震災直後、本館及び電算室が無事であったため、日常のデータ保管は震災時にも功を奏し、また震災直前のデータが今後の混乱に対してどういうデータであったか調査する必要があることを踏まえ、バックアップを取って永久保存とした。

今回の業務OA化による震災対応の第一の利便性は、次々と会員から寄せられる安否情報などを書き込む原リストの作成が容易であったことである。次に、宛名シール発行が迅速、正確に行えるので、全会員に対する連絡事項が生じた場合に、必要の都度すばやく連絡することを可能にした。

このことは、連絡先の変更については、異動届といったものではなく、取りあえず電話連絡であってもデータ変更をするという措置を取ったことによって、概ねスムーズな処理を行うことができた。

2. 1月、2月の電算処理

阪神・淡路大震災対策本部が設置され、兵衛八会の会員支援対策が具体化していく中、システムとしてもその対応策に合わせた運用を考えなければならない段階に入った。

また、見舞金の支給、緊急融資、生保・損保保険料の延納措置など経済面での会員支援対策が実行されていく一方、診療報酬から各種会費、保険料、負担金の徴収に対して、徴収すべきは徴収するという方針により、引き続きその事務処理が可能かどうか、支払基金や金融機関など各方面との調整にも入った。

並行して会員の被災状況を取りまとめる必要があり、業務OA化によって構築されたデータ群を利用して、被災状況取りまとめシステムの作成にはいった。

このシステム作成に際しては、導入したコンピューターが優れて取り扱いやすいものであったので、システムの作成を外注せず、事務局職員レベルで作成することができた。

特に会費等の差引処理にかかる具体的対応は、

(イ)震災直後から国は支払基金、国保連合会に対し、被災地域医療機関の11月診療分(1月支払分)診療報酬を遅滞なく支払うよう指示を出した。この時点で、すでに兵庫県歯科医師会は1月支払分から会費等の差引事務処理を完了していた。しかし、各金融機関機能がマヒしていたため、各会員の振込口座から引き落とす金額リストが、金融機関に届いていなかった。そのため、支払基金の取りまとめ金融機関であるさくら銀行、富士銀行と交渉の結果、診療報酬支払日から遅れること5日で、自動引き落としの形で処理することとなった。また、全会員には、差引明細書送付時に合わせてその旨の文書を同封し、各口座に引き落とし相当額を留保するよう依頼した。

その結果、一部引き落とし不能があったものの、概ね滞りなく処理を完了した。

(ロ)また国は、被災地域医療機関への12月診療分(2月支払分)診療報酬の支払いを、11月診療実績に基づく概算額によって支払い、かつ通常支払日を1週間繰り上げて社保分は2月10日、国保分は2月17日としたため、被災地内と被災地外の医療機関の支払日が異なるという事態となった。

このため、月2回の支払いにあわせるため、先に振り込みが行われる医療機関に対して差引額を口座留保するよう依頼するとともに、社保診療報酬データは、被災地内、被災地外医療機関双方分を兵庫県歯科医師会内でとりまとめ、差引業者である委託コンピューター会社へ持ち込んで処理することとした。国保分は磁気データ処理をしていたため、11月診療分データをそのまま使用して処理を行った。

結果的に、1月処理と同様、2月処理にあっても、社保診療報酬データ取りまとめ作業に時間を要したため、診療報酬支払日から遅れること5日で、自動引き落としの形で処理することとなった。

以上の通り、極度に混乱した状況下でありながら、大幅副に遅延することもなく処理を行えたことは、ひとえに業務OA化がシステムとして稼働していたことによるものと考えている。

会館復旧

激震地にありながら、奇蹟的に大きな被害を受けることはまぬがれた兵庫県歯科医師会館。一見、何事もなかったかのようにも思えた会館だが、老朽化した会館の各所に無数の傷を負っていた。兵庫県歯科医師会の中核である会館の機能を一刻も早く取り戻すべく、震災直後から復旧工事が次々に行われた。

会館復旧工事を直ちに開始

1月17日の震災当日、会館管理担当者が会館に駆けつけ被害状況の調査を行ったところ、目立った被害は2基のエレベーターが動かないこと、給水パイプに亀裂が入り水が漏れていたこと、そして本館南側駐車場の一部が陥没していることなどが確認された。その他にも外壁やタイルの落下、ボイラーの煙突レンガの落下、ガラスの破れ、壁の亀裂、ひび割れなど、細かな部分に数えきれない被害があったが、会館を使用する上でもっとも優先される次の3カ所の復旧工事を急いだ。

まず、給水パイプの補修工事。4階部分が1月23日に、5階部分が2月5日に、6階部分が2月19日に行われた。パイプそのものがかなり老朽化していたために、あくまでも応急処置程度。いずれは全体的に大がかりな工事が必要とされるが、当面の使用には支障がなくなった。

また、1月27日、28日、2月3日の3日間にわたってはエレベーターの復旧工事が行われた。1号機はエレベーターのカゴの部分と錘の部分、激しい揺れでぶつかったために修復工事を必要とした。また、2号機はエレベーターが通過するガイドと呼ばれるレールが曲がってしまったため、これを取り換える工事を行った。この工事により、1号機は2月3日より、2号機は1月30日より運転を再開。

震災から1か月が経過した2月半ばからは、本館南側駐車場の陥没を元に戻す大がかりな工事も開始され、陥没した部分を元通り修復した。

これら大きな復旧工事の合間に、個々の小さな被害箇所についても会館管理担当者によって可能な限りの復旧作業が進められている。また館内のあらゆる場所の点検も綿密に行っており、今後、館内の壁の亀裂やひび割れ、クロスのはひび割れなどについても、順次、復旧・修復作業を行う予定となっている。



(c)1996兵庫県歯科医師会(デジタル化:神戸大学附属図書館)

共 済 会

【会員の被災状況】

(1) 会員・家族の被害

今回の震災による死者は会員2名(尼崎市)、家族5名が亡くなられた。被害の大きかった地区で死亡者が無かったのは幸いであった。

(2) 建物の被害

今回の震災による建物の被害は全焼12件、全壊340件、半焼・半壊380件、一部損壊1,031件、総被害件数1,763件、一人で2物件(診療所・自宅)被害を受けたものを加えると、総数2,672件ののぼり、会員総数2,818名に近い件数で、災害がいかに大きかったかを示すものである。今回の震災では通信が遮断されたために正確な状況を得るのに時間がかかった。

震災一週間を経過した1月24日の時点での被災状況は、各支部長からの報告によれば、全焼・全壊約70件であった。

2月初めに行った、県歯の調査(回答率50パーセント)では、全焼・全壊110件、半焼・半壊150件、部分壊500件という状況であった。

3月に入り会員の確認がとれるようになってきたので、県歯より再度往復ハガキにて全会員に被災状況の調査を行った。3月14日の時点(回答率72パーセント)では、全焼・全壊271件、半焼・半壊231件、部分壊879件と時間の経過とともに被害が増加してきた。

今回の被害調査の経過の中で、当初の報告からの変更が多かった。部分壊・半壊から全壊へ、また被害無しとの報告から半壊になったというケースも数件あった。

今回震災を地区別にみると、全焼・全壊が多かったのは、中央区(44件)、長田区(41件)、東灘区(35件)である。会員数の割合からみると長田区の被害が一番多いが、この中には全焼が10件含まれている。東灘区は全壊のみであるから倒壊件数は一番多かった。中央区はビル開業が多く、ビルの傾斜が多くみられた。

(3) 機器等の被害

背の高いパノラマ、ユニット等の倒壊が多く見られ、パノラマ104台ユニット148台が廃棄処分になった。

【被災会員の共済】

(1) 共済会からの共済金

全焼・全壊の被害を受けた会員の中には、何も持たずに飛び出した会員も多かったので、1月24日の共済会緊急理事会で100パーセントの全焼・全壊の会員には見舞金100万円を給付することを決定し、被災地区支部長に連絡をとり、1月31日より給付を始めた。

今回、全壊の罹災証明は50パーセント以上の崩壊したものに出ているため、共済会では、全壊の罹災証明であっても、50パーセント、70パーセント、100パーセントの3段階に分けて給付を行った。3月末から半壊・部分壊についても給付を開始した。(10月30日現在共済金給付671名、2億5千8百万円)

(2) 日歯福祉共済からの共済金

今回の災害はあまりにも被害が大きく、兵庫県単独では十分な救済をすることができないため、早くから日本歯科医師会に特別の対応をして頂くよう要請してきた。その結果、第128回代議員会で今回の震災に関する3つの議案が上程され、本来は全壊1物件のみ対象であるが、半壊および全壊の2物件目についての見舞金が給付されることになり、その結果多くの会員が共済金および見舞金を受けることができた。(10月30日現在、日歯福祉災害共済金、678件、32億7千万円)

(3) 全国からの義援金

全国歯科医師会、諸団体個人の方々から贈られた義援金の額が2億5千万円にのぼり、全焼・全壊、半壊・半焼、部分壊の被害者1,573名の方に、程度に応じてお送りした。

(4) 会費の減免

日歯、兵歯、兵歯共済会費等、全壊、半壊の程度に応じ、減免を行った。

(5)また、日歯福祉共済、日歯年金、兵歯年金、拠出制休業見舞金制度等の拠出金の延納処置を始め各生保会社と交渉し掛金をも延納扱いとした。

(6)借入金に対する利子補給(日歯)

さらに、9月の日歯代議員会で、診療所全半壊会員の借り入れに対する1パーセント利子補給(3年)が決定し、現在処理続行中である。

【考 察】

(1)被害の判定について

震災による被害は人によって異なっており、これを何段階かに分けて見舞金の給付をしなければならず、判定が難しいケースについては、見積もり、領収書等の提出を求め、委員会及び理事会で日歯の内規に則り判定を行った。り災証明は判定材料の重要な一つであるが、地方自治体間に統一性がなく、個別調査を行っていない地区もあった。また、再調査を依頼すればランクが上がるというようなことが多く、5～6月に入ってから再申請してくるケースも多かった。逆に取り壊した建物でも、全壊のり災証明が出ない地区もあった。り災証明は共済金の給付、会費の減免、拠出金の延納等の重要な判定材料の一つであるだけに自治体間でもう少し統一すべきである。

(2)共済金について

共済会の見舞金に関しては、共済会規約施行規定第6条に、「全壊・全焼した場合500万円支給する。ただし多発した場合には理事会で支給額を決定する」となっており、500万円出すべきであるという意見が出たため、共済会理事会で検討を行った。しかし500万円を最高に、半壊、部分壊にも見舞金を支給すれば、15億円以上の見舞金を必要とし、当然、借入れをしなければならないので、試算を行ったところ、共済会会費(年額3万円)を倍額にしても返済に50年かかることが判明した。これでは後世にツケを残すことになるため、平成6年度会計の補正を行って見舞金の増額を図るとともに、基本積立金から9千万円、運営基金積立金から5千万円を災害共済積立金に繰入れて、総計2億3千万円をあてることで、できるだけ借入れを行わずに対応する案を共済会代議員会に上程し了承を得た。

見舞金に関しては、共済金、日本歯科医師会、義援金等合わせると他の業種に比べて決して少ない額ではない。大きな被害を受けた先生にとっては十分とは言えないが、大きな規模で事業を行う場合は、個人で普段から対応しておくべきではないかと考える。

もっと多くの共済金を望む意見もあったが、一方には今以上共済金が増えれば平時の負担が大きくなるとともに税務上、見舞金扱いが難しくなるという問題もある。

また、共済会として災害保険に入るとはという意見もあるが、診療所の規模がそれぞれ異なるため、個人により保険金に大きな差が出てくること。今の500万円という共済金を出すためには年間5千万円近い保険料が必要となることなどから、年間にそれだけ払っても保険に入っておくべきか、あるいは少しずつでも積み立てていった方がよいか、会費との関連もあり今後議論していくべき問題である。

共済会災害共済金支払

被災度	支払人数	共済金支払金額
全壊	209名	165,700,000円
半壊	225名	68,500,000円
一部損	233名	23,300,000円
合計	667名	257,500,000円

判定済	4名	800,000円
-----	----	----------

合計 671名 258,300,000円

日歯福祉災害共済金支払

被災度	金額	支払人数	共済金支払金額
全壊	800万円	308名	2,464,000,000円
全壊2物件目	300万円	35名	105,000,000円
半壊(診・自)	300万円	66名	198,000,000円
半壊	200万円	230名	460,000,000円
半壊2物件目	100万円	33名	33,000,000円
合計		672名	3,260,000,000円

平成7年10月30日現在

(3)指定物件について

共済金は指定された物件が保険給付の対象となるが、住所変更がされていないケースや指定物件以外の建物についても申請があり、判定が難しいケースが多々あった。その都度委員会等を開き、判定会議を行った。各会員の指定物件については、昨年導入されたコンピューターで即座に確認を行うことができ、大いに役立った。

(4)未加入者の被害について

全壊・半壊の被害を受けた会員の内、日歯福祉未加入者が14名、兵歯共済会未加入者が38名いたが今回共済金を受けた会員の先生方から、大変助かったというお礼の電話や、手紙が多数あった。会に入っていたことの大きなメリットであったと思う。

日歯福祉共済、兵歯共済会未加入者

	日歯	兵歯共済会	計
全壊	7	21	28
半壊	7	17	24
計	14	38	52

被災状況集計表

都市区会名	会員数	診 療 所			自 宅			全 全 半 半 半	被害者	未被害		
		全	半	一部	全	半	一部					
東 横 区	121	34	24	54	15	30	45	10	7	12	1	0
藤 沢 区	91	25	15	42	20	16	224	8	3	8	0	0
中 央 区	210	45	44	69	25	38	57	9	11	15	18	0
高 津 区	99	15	22	43	10	20	30	4	4	9	6	0
品 田 区	100	42	19	33	14	11	26	10	8	1	2	0
東 横 区	86	17	13	33	12	13	27	8	1	4	16	0
藤 沢 区	92	0	5	66	2	14	44	0	1	2	14	0
北 区	82	1	2	42	4	7	30	1	0	0	27	0
西 区	50	0	0	30	2	2	20	0	0	0	12	1
尾 崎 市	256	4	19	129	9	36	92	0	1	6	55	9
西 宮 市	232	29	29	130	37	35	110	15	5	12	22	1
伊 丹 市	93	2	10	50	3	11	34	0	0	6	17	5
川 西 市	67	0	3	21	0	5	22	0	0	1	33	2
三 田 市	27	0	0	10	0	0	9	0	0	0	14	1
宝 塚 市	101	8	8	53	11	11	27	3	2	3	23	2
芦 屋 市	59	6	21	22	7	12	21	2	5	6	4	3
朝 石 市	141	4	10	66	5	15	54	3	1	5	37	4
三木市・東灘区	38	0	0	13	0	0	8	0	0	0	13	4
小野市・加東郡	35	0	0	4	0	0	0	0	0	0	30	1
西脇市・赤松郡	32	0	0	5	0	0	0	0	0	0	23	4
加 西 市	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18	4
藤 井 市	147	0	0	21	3	2	21	0	0	0	100	3
姫 路 市	268	0	0	8	0	0	5	0	0	0	248	7
神 崎 市	19	0	0	0	0	0	1	0	0	0	13	4
揖 斐 郡	44	0	0	0	0	0	1	0	0	0	42	1
宍 粟 郡	23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	22	1
相生・赤穂市	46	0	0	0	0	0	0	0	0	0	44	2
佐 用 市	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0
多 配 市	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	2
水 上 市	34	0	0	0	0	0	0	0	0	0	32	2
南 丹 市	29	0	0	0	0	0	0	0	0	0	28	1
北 丹 市	44	0	0	0	0	0	1	0	0	0	40	2
美 作 市	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0
瀬 本 市	36	0	0	7	0	0	6	0	0	0	29	3
岡 本 市	29	0	3	18	5	5	11	0	0	2	3	1
三 原 市	32	0	0	8	0	0	3	0	0	0	18	3
合 計	2,818	238	247	979	187	283	738	73	49	92	1,022	72

※会員数は調査開始当時のもの。 平成7年9月5日現在

(c)1996兵庫県歯科医師会(デジタル化:神戸大学附属図書館)

国 保 組 合

いち早く行われた保険料減免措置と一部負担金等免除

兵庫県歯科医師国民健康保険組合では、柔軟な対応を行うためにも、まず、震災後の状況を正しく把握することを第一としたが、アクセスの断絶などでその作業は困難を極めた。兵庫県歯科医師会、36地区の歯科医師会役員らが調査に回り、ようやく全体の状況をつかめたのは、1月末だった。

そのうえで、1月28日以後数回にわたって会務打ち合わせ会を開催、組合員に安心感を与え、組合本来の目的である組合員の健康を支えることを考えて、負担の軽減を行うことを検討。兵庫県歯科医師会会長へ報告、承諾を得て、すみやかに準備を始めた。これは、2月13日の国からの支援通達に先がけて行われた。

具体的な支援措置のひとつ、「保険料減免」については、次の通り。

1. 甲種(兵庫県歯科医師会会員である歯科医師)組合員とその家族で診療所が全壊・全焼/半壊・半焼で復旧不能＝免除
2. 乙種(甲種組合員の医療機関に勤務する歯科医師、歯科技工士、衛生士、歯科助手)組合員とその家族で勤務先が全壊・全焼/半壊・半焼で復旧不能＝免除
3. 甲種組合員とその家族で診療所が半壊・半焼、一部損壊で診療不能/自宅が全壊・全焼＝減額
4. 乙種組合員とその家族で勤務先が半壊・半焼、一部損壊で診療不能/自宅が全壊・全焼＝減額
5. 免除は、平成7年1～3月および、平成7年度の保険料の支払い義務を解いた。

なお診療再開時から徴収を行うが、仮設による診療を再開する場合で、元の診療所が全壊・全焼、または復旧不能なケースでは、平成7年度分を免除することにした。

また、減額は、平成7年1月から診療不能期間を免除し、年間を通じて減額とした(最長平成8年3月まで)。ただし、自宅の全壊・全焼については、6カ月を免除。

国民健康保険一部負担金等免除証明書			
被保険者証 記号	番号		
世帯主 または 組合員氏名	男・女	生年月日	大・中・小
住 所	平成 7 年 月 日		
有効期間	〔入証時の食事療養に係る標準負担額の免除に ついては厚生大臣が定める日まで〕		
上記のとおり証明する。 神戸市中央区山本通5丁目7番18号 平成7年 月 日 兵庫県歯科医師国民健康保険組合 理事長 村 井 俊 郎			
この証は、阪神・淡路大震災により被災した被保険者が保険医療機関等で診療を受けた際に支払う一部負担金等の免除請求を受けることを証明するものです。			
1. この証明書は世帯に属するすべての被保険者が使用できます。			
2. 保険医療機関等の窓口で、この証明書を被保険者証に添えて提出してください。			
3. 被保険者の資格がなくなったとき、老人保健法の医療を受けることができるに至ったとき、またはこの証の有効期限に達したときは、遅滞なく、この証を組合に返してください。また、転出の届け出をする際には、この証を添えてください。			
4. この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、組合にその旨を届け出てください。			
5. 不正にこの証を使用したものは、罰法により罰則として懲役の処分を受けます。			

もうひとつの「一部負担金等免除」は次の通り行われた。

1. 家屋が全半壊・全半焼した場合、平成7年12月31日までを免除。
2. 業務を廃止、もしくは休止した場合、平成7年9月30日までを免除。

「保険料減免」「一部負担金等免除」いずれについても、支援措置を行う以前にすでに支払いがされていた場合は、平成7年1月に遡って還付した。この結果、平成7年度の支援措置に伴う免除額合計は、約1億1000万円となった。

支援については、国からの補助金が交付されたので、平成6年度剰余金を当て、積立金を取り崩さずにすんだ。このたびの反省点としては、情報伝達の迅速化を考えねばならない。混乱していたこともあるが、組合から組合員に対して情報を十分に流したつもりでも、隅々まで行き渡りにくかったことは否めない。また、逆に組合員からの情報も待っているだけでなく、汲み上げることが大切。相互のスムーズな報伝云達を、平常時から考えておかねばならないのではないだろうか。

1)診療所全壊等による復旧不能

(保険料免除対象者)

甲種院長	19名
甲種勤務	37名
乙種	180名
計)	411名

2)診療所半壊等による診療不能

(保険料減額対象者)

甲種院長	238名
甲種勤務	24名
乙種	373名
計)	635名

3)自宅全壊(保険料6ヵ月免除)

甲種	88名
乙種	139名
計)	227名

※診療不能期間が6ヵ月を超える組合員は、2)に集計し、診療不能期間が6ヵ月未満の組合員は、3)に集計した。

4)診療所数

復旧不能	=194医療機関
診療不能	=238医療機関
計)	432医療機関

5)保険料減免対象者合計

甲種	581名
乙種	692名
計)	1,273名

平成7年7月18日現在

一部負担金の免除 平成7年1月17日～7年12月31日

一部負担金 免除証明書 発行 平成7年10月31日現在 2,558名

一部負担金の還付 申請件数 55件

9割給付	308件	701,728円
8割給付	6件	146,680円
7割給付	74件	2,380,651円
食事療養費	14件	183,000円
療養費	4件	15,133円
合計	406件	3,427,192円

平成7年10月16日現在

協 同 組 合

〔協同組合の対応〕

神戸市内、特に激震地区における、さくら銀行各被災支店等の移転、あるいは合併などの問題を抱えて忙しい最中の1月23日、さくら銀行兵庫支店を訪ね、支店長に面談し、この非常事態に対する会員・組合員への当面資金、特に復旧・復興資金としての緊急融資について話し合いをした。また、医療設備近代化融資制度(幹旋融資)についても、現状の利率を引下げることや簡単な手続きで融資が出来るよう折衝し、既に借入融資(幹旋融資)を受けている会員・組合員から希望があれば、利率の引下げと返済期間の延長および据置を引き受けてもらえるよう約束を取り付けた。その後、各金融機関の融資条件が出そろい、それぞれのなかには有利と思われる条件のものも散見されたため、早急に連絡をとり検討をしてもらうことにした。

兵庫県南部地震に伴う緊急融資について	
1. 地元再建復旧資金緊急融資制度	
(1) 対象先	・兵庫県南部地震により、被害を受けた先で当行との融資取引歴が1年以上あり、事業再開のための運転資金を要する先。
(2) 資金使途	・事業再開に要する運転資金 ① 現場片付け資金 ② 当面の事業再開に要する仕入資金・諸経費 ③ 人件費
(3) 貸出形態	・手貸・証書・当貸(特定口) (4) 金額
(4) 金額	・300万円以内(内無担保等与借100万円以内) (5) 期間
(5) 期間	・1年以内(分割返済も可)
(6) 保証人	・1名以上 (7) 適用金利
(7) 適用金利	・原則3.0%(ただし被災状況により、2.5%までの優遇を認める) (8) 募集期間
(8) 募集期間	・即日～2月末日
2. 被災者資金繰改善制度	
(1) 対象者	・兵庫県南部地震の被災により、事業が一時的に休業状態にある等の理由で返済が困難となり、当面の返済猶予を必要とする先。ただし、短期的に事業再開の目途が立っている先に限る。
(2) 対象貸出	・短期・長期を問わない。(輸入ユーザンスを含む)ただし、元金のみとする。
(3) 猶予期間	・1年以内(返済猶予期間と同期間、最終期間の延長も可とする)。ただし、輸入ユーザンスについては、3ヶ月以内とする。

1月24日午後1時から緊急理事会を開き、会員・組合員の先生方に一日も早く復旧・復興が求められることが重要課題であると確認し、取り敢えず以下の協議を行った。

- 1.救済処置としての貸付融資および幹旋融資を金融臨機関に依頼
- 1.当組合の借入金および組合員にする融資利率の引下げ
- 1.当組合の貸付融資手続き・幹旋融資手続の簡素化を金融機関に依頼
- 1.組合員に対する既融資の利率引下げならびに返済期間の延期
- 1.組合員が幹旋融資を利用している金融機関に利率引下げ、返済猶予等々の依頼
- 1.損害保険の補償範囲について
- 1.損保加入者に対して保険会社からの一時金(見舞金)について

1月31日午後2時から理事会を開催し、上記を踏まえて緊急融資に対する協議を行なった。その結果以下のような意見が、各理事者から出された。

※ 融資1件当たり500万円×200件と試算した場合10億円の資金を要するが、理事者11名の保証ではとても借入できる金額ではないのではないか。現在の借入枠は、13億円の金銭消費貸借契約証書を交わし特定当座貸越契約をしているが、金融機関が果して保証人として認めるか。

また、認められるにしても債務者の負担が大きすぎないか等々。

※ また、会員・組合員の利用する緊急融資が、200件ではなしに300～400件かも知れないという事で、融資額を200～300万円にはどうか、そうする事によって多数の会員・組合員にご利用を頂けるのではないかと、借入金10億円も要らないのではないか。

結論として、緊急融資は500万円とし、このたびは借入金枠を2億円増額し、現在の5億円残枠との合計7億円の原資で当面对応する事となった。

緊急融資については、500万円を限度とし、利率3.2パーセント(最終的には2.5パーセント)で元金を1年間据え置き。さくら銀行に対して、手続き書類、の簡素化や、既に融資を受けている会員・組合員の返済期間の延長(一年)と金利の引き下げを要求する。また、会

員・組合員の支援対策として借入金枠を2億円増額することを申入れる。

融資申込みが殺到し貸付総額が予想を上回った場合も、理事長決裁によって全件を受け付け、総代会で事後承認を得ることとした。

また、金融機関と調整した上で、高額な融資希望に対しては斡旋融資の利用を勧めることを決定した。

また、現在契約を交わしている金融機関に照会した融資条件などを「特別融資概要表」としてまとめ、会員・組合員に対して神戸市中小企業・神戸市経済変動融資等の情報提供を行った。

その後も各金融機関と折衝し、さくら銀行へも再々訪ね、また問い合わせをし、その都度得た情報を個々の先生方に対し、電話にて連絡をしてきた。

2月8日常務理事会において、利率3.2パーセントから、1月に遡及して3.0パーセント(最終的には2.5パーセント)に引下げる事を決議した。

3月15日の締切りまでに電話の受付、約240数件、緊急融資申込み書類送付200件、また銀行扱い資料等30数件の取扱いを行ってきた。

なかには高額な会員・組合員もあり金融機関に直接相談申し込まれた先生もいたようである。

神戸市特別融資の案内

種 類	神戸市中小企業・融資	神戸市経済変動融資
ご融資対象者	阪神大震災にて 家原の全壊 半壊の被災者 部分壊 (罹災証明提出が出来る人)	阪神大震災にて (り災証明が出来ない人) ※ 事業運転資金 ※ 建物は健在であるが、院内 内の什器備品の破損等
最高融資金額	運転資金 3,000万円 特別融資 5,000万円	運転資金 2,000万円 設備融資 2,000万円
資 金 使 途	家原の建直し資金(建築) 事業所の建直し資金・運転資金	運転資金 什器備品・機械等の買換え他
ご返済期間	10年 (3年据置きします)	運転資金 5年返済 1年据置 設備融資 7年返済 1.5年据置
担保・保証人	面談の上の調査にて	面談の上の調査にて
年 利 率	固定 2.5%	固定 2.8%
保 証 料 支 払 い	300万円超えた場合 0.65% 一括払いと分割払いがあります。	300万円超えた場合 0.65% 一括払いと分割払いがあります。
ご返済方法	銀行との話し合いにて	銀行との話し合いにて
必 要 書 類	罹災証明書 銀行の指示にて	銀行の指示にて
募 集 期 間	2/15日～7/末日	2/15日～7/末日
申 込 方 法	中小企業融資受付の 各金融機関 窓口で	中小企業融資受付の 各金融機関 窓口で

平成7年2月10日現在

また、この時期新聞紙上には公的金融機関の緊急融資制度とその利率が掲載されているにもかかわらず、各銀行窓口まで通達が届いていないなどの混乱も見られた。

結果として、当協同組合での緊急融資は151件、融資額は6億9,505万円を実行し内訳は下記とおり。

実行日	件数	金額	実行日	件数	金額
2月14日	8	38,000千円	2月16日	2	6,900千円
2月20日	15	64,200千円	3月3日	31	144,300千円
3月6日	29	138,00千円	3月8日	2	6,250千円
3月15日	39	184,600千円	3月16日	7	33,500千円
3月23日	14	60,700千円	3月24日	4	18,600千円

上記、緊急貸付融資については、公定歩合引き下げにより6月1日から貸付利率を2.5パーセントに引下げて遡及することにした。

金融事業規程の第2条第6項を新しく定め、被災会員並びに兵庫県歯科医師会職員に対しての緊急融資についても、3月24日の理事会で決議し、4月より実行に移し金額、期間、利率は理事会において決めることとした。

なお、従来の通常融資を含めて、

通算件数 359件 通算金額 159,782万円余 (3月末日)

また、公的機関のひとつである社会福祉・医療事業団の医療貸付制度に「大震災による災害貸付」と「既往貸付先に対する特別処置」が追加された。その内容は、直接特別被害者に対する、貸付金利息3パーセントのうち3年間0.5パーセントの利子補給を(財)日本公衆衛生協会(3,000万円)が行い、残りの2.5パーセントの利子補給を兵庫県災害復興基金(2,000万円まで)から受けるというもの

で、実質無利子というものであった。それに伴い、社会福祉・医療事業団、災害復旧融資の説明会が4月27日兵庫県歯科医師会館において開かれ50余名の出席者を得た。

なお、兵庫県医師会館での説明については、その都度被災地区にお知らせしてきた。

3月27日～4月14日	15日間
4月20・24・27日	3日間
5月22・29日	2日間
6月8・22日	2日間
7月6・20日	2日間
8月24日	1日間

相談日として行った。

ちなみに兵庫県医師会館での融資相談件数は、92件であった。(但し6月8日迄)

当歯科医師会から日歯へ、日歯から行政へ、公的援助や補助に対する働きが功を奏し、救済策も追って流動的に変化し、利子補給といった面も出てきたと思われる。

その中で、「兵庫県南部地震被災会員〔福祉共済加入者〕の復旧資金借入金に対する利子補給の臨時措置」が、9月13・14日の両日にわたり開催された第129回日本歯科医師会代議員会において可決承認された。これによって、震災により診療所が半焼・半壊以上の被災を受けた会員が診療所再建ために融資を受けた資金に対して、当初借入金額のうち、500万円以上2000万円までを対象として、3年間、年1パーセントとする利子補給を講じられることとなった。なお利子補給申請期間は平成7年10月1日から平成9年3月31日まで随時受付ける。

損害保険については、1月31日の理事会に損保会社から支店長に出席をしていただき、所得補償保険、団体傷害保険等の補償内容及び見舞金問題等について要望を述べ、被災者に少しでもメリットになるよう善処してもらうような対策を考えて欲しいという事をお願いしたが、メリットに繋がるようなものはなかった。

このたびの大震災に対して、所得補償保険、団体傷害保険は対象外であったこと、基本的には、天災不担保で保険料が割高であったことなど加入条件が悪かったことがあげられる。現実には診療所が、倒壊し就業が不能となり収入所得がないという場合でも所得補償がされていないのが現状であった。

団体傷害保険も、天災危険担保特約を付与していないため地震によるケガは対象外とされた。

また、損保会社としての見舞金についても要求したが、約款外ということで取り上げられなかった。

その後、損保会社に社員の意向を依頼し、会員・組合員の先生方からの苦情・相談に対して、その都度、各損害保険会社に連絡し対応してもらい、また、加入物件の損傷について有無を尋ね、不必要な保険も併せて処理を行い、負担の軽減につながるよう努力をしてきた。

火災保険の加入処理について、当協同組合が取扱っている損害保険会社での火災保険の加入件数が472件で、その内地震保険加入件数40件であり、このたびの大震災により被害をうけたもの40件。(但し、地震火災費用保険5件565万円)金額にして1億2408万円余、1件当たり310万円余、医療機関数2460に対して、火災保険19.1パーセント、地震保険で1.6パーセントの加入率であった。

(40件の担保内容種別 建物36 家財15 什器14 店休4 その他4 件数は重複している。)

参考までに、

損害保険の平成4年度全国調査から、一般も含めての抜粋を掲載してみると。

※ 火災保険の世帯加入 63パーセント(平成元年50.4パーセント)

地域別加入率 北海道74.7 関東69.1 四国68.0 中国・九州63.7
全国平均以下 最下位 中部55.1最下位2 近畿54.8

※ 補償タイプの火災保険 54パーセント

地域別加入率 北海道69.0 関東62.0 中部48.0 中国・九州55.6
全国平均以下 最下位 東北46.6最下位2 近畿46.9

※ 積立タイプの火災保険 24パーセント

地域別加入率 四国36.7 大阪15KM圏28.5 中国27.9 九州26.0
全国平均以下 最下位 中部19.5最下位2 近畿19.7

※ 地震保険の加入率は、火災保険加入世帯の9パーセント

地域別加入率 東京30KM圏18.0 関東11.6 東北9.2
最下位から 九州4.2 近畿4.8 中国5.4 北海道6.0

地震保険の平均契約金額 建物32万円 家財305万円

以上 全国市場調査結果の概要である。

今後の課題として、例えば、保険料率が多少高額であっても、条件に合った補償保険であれば加入する方が有利であるなど、当協同組合としての損害保険の加入に対する考え方を、再認識する必要があると思われる。

このたびの、典型的な都市型大地震の如き天災は、忘れた頃にやってくることを肝に銘じて、損害保険の新規加入の際には各個人で慎重な姿勢で考える必要があるのではないか、それぞれが慎重に考えることにより、当協同組合として団体契約も会員・組合員の先生方により有利であるよう考慮しなくてはならないと思う。

また、この大震災を契機として、損保業界・行政(大蔵省)等において現状制度の在り方についての見直しが行われることを願っている。

歯科学院専門学校

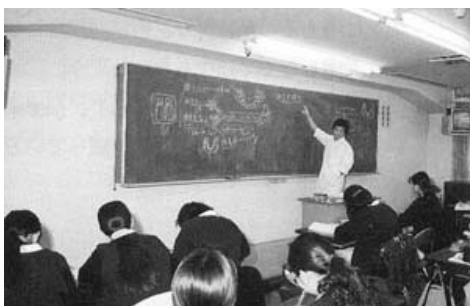
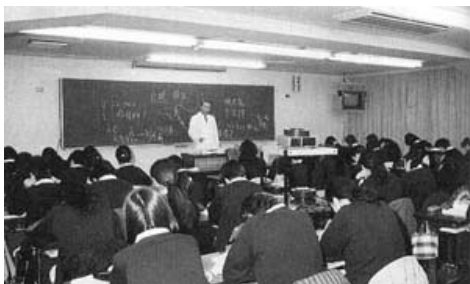
入学試験、国家試験、卒業式など、学生にとって一年のうちもっとも重要な節目である学期末を前に起こった大震災。兵庫県歯科医師会館内の兵庫歯科学院では、震災直後から生徒の混乱を防ぐとともに、学校の正常化に向け、役員・教職員が一体となって対応に全力を尽くした。

歯科学院は学校の正常化に全力

兵庫県歯科医師会館内にある兵庫歯科学院では震災後、役員・教職員、そして歯科衛生学科、歯科技工学科合わせて275人の在籍生と、推薦入学が決まっていた高校生95名、一般入試を受ける予定の受験生71名の安否の確認が何よりもまず最優先に行われた。幸い震災による死亡者はなかったが、被災した教職員や生徒が多いため、全員の連絡を取るのに10日余りを費やした。あわせて、混乱を防ぐため、学校が無事であること、当分の間休校することを伝えるとともに、地震直後の1月20日に予定されていた一般入試の受験予定者には、入試を2月24日に延期することを連絡した。

1月24日には緊急役員会を開き、安否確認を急ぐ一方、授業がいつ再開できるか、間近に迫っていた国家試験への対策をどうするかということなどが協議された。幸い、学院内の設備にほとんど被害がなかったため、授業は2月1日に再開することを決定。また、県単位で行われる歯科技工士の国家試験については、すでに21日、県の医務課に試験日の延期を依頼。後日、3月2日に予定されていた試験を3月21日、22日に繰り下げる旨、連絡が入った。一方、衛生士の試験は全国的に行われるため延期は許されず、授業が満足に行えないなか、大阪のビジネスホテルの部屋を借りて国家試験対策にあたることとした。また、被災した在籍生、あるいは入学予定者については、前期の授業料、実習費を免除することもこの場で検討され、後に決定した。

このように、在校生、推薦入試による入学決定者、一般入試の受験予定者それぞれの立場に立った対応により、幸い大きな混乱をきたすことはなかったものの、なかには震災による心身のストレスから登校できなくなってしまった教職員、学生もいた。これを契機に学校側では緊急災害時の心のケアの必要性を痛感。非常時、ひいては日頃からいかに学生を指導していくか、カウンセリングを進めていくかということ学ぼうと、役員・教職員を対象に、専門家を招いての研修を今秋から行っている。あわせて、震災後ボランティアをしたいと申し出た在校生に対して、学校側が適切な派遣を行えなかったことを振り返り、今後、災害時に学生をいかに組織編成し、医療の現場に送り込むかということについても大きな課題として取り組んでいくこととしている。



青色申告会

〔青色申告会の対応〕

(1) 全般

この度の震災により実施された税制上の特例措置(国税の申告時期の延長、災害免除法の特例、雑損控除の特例、被災事業用資産の損失の必要経費算入の特例など)について本会機関誌等を通じて会員に周知すると同時に、次の事項について神戸税務損害、大阪国税局に対して要望活動を行った。

1. 震災の被災会員に支給される日歯福祉共済金・福祉見舞金の税制上の取り扱いについて

〔要望結果〕

共済金・見舞金については、損失を補填する性質を有しないため損害額から控除する必要はない。また、心身、資産に加えられた損害に対する見舞金と判断されるので確定申告の必要はない。

2. 国保の12月分診療報酬が概算払いによって支払われたことに伴う申告上の取り扱いについて (支払額確定後に修正申告を要するものの延滞税の取り扱い)

〔要望結果〕

修正申告を行うに至った経緯が震災に伴う不可抗力な事由であることを考慮し、下記の通り柔軟な対応を行う。

(イ)概算払い金額を平成6年12月分の国保収入として申告した医療機関は、払込額確定後に、修正申告または更正の請求により正しい金額に是正するものとし、その場合の加算税は徴収しない。

(ロ)上記において、修正申告こより是正を行う場合は、所定の理由書を添付し、払込金額の通知を受けた日より7日以内に納付すれば延滞税を免除する。

(ハ) 租税特別措置法第26条の適用者については、社会保険診療報酬の合計額が5,000万円以下ならば、同条の規定を適用することができる。

(2) 労働保険事務組合

労働保険関連では、失業給付等に特例措置(3ヵ月給付制限期間の短縮、60日間の給付日数延長、就業1年末満でも支給)が講じられ、震災によって事務所が休業を余儀なくされ賃金の支払を受けられない者や一時的に離職した者に対しても基本手当が給付された。また、一部休業をしながら休業手当等を支給して雇用を維持した事業主に対して、雇用調整助成金の交付が行われた。

以上、上記について会員に周知した。

なお、事業主が労働保険事務組合に委託することのできる事務には一定の制限があり、前述の雇用調整助成金の支給事務等についてはその委託可能な範囲に含まれていないが、申請手続きが複雑な上、職安窓口での対応に混乱があったこともあり、加入者から苦情が寄せられた。また、本事務組合では年間2万円(月額に換算して約1,700円)の委託手数料を徴収しているが、この委託手数料と事業主が支払う労働保険料とを混同してとらえ、事務組合のサービスに対して苦情を申し出る加入者も少なくなかった。加入者が、会費と受益者が負担すべき料金を混同したり、支払った料金とその対価として提供されるサービスの範囲を認識していなかったりすることから来る混乱だが、事務組合が加入促進の広報を行う際に留意すべき事項である。

なお、本労働保険事務組合が震災後に行った離職等の事務処理件数は右表の通りであったが、震災の時期が年度更新の処理期間と重なったこともあり、派遣会社を通じて人員を増員して対処した。

離職者数の比較

月	平成6年	平成7年
1月	56	32
2月	25	367
3月	58	72
4月	61	46
5月	83	36
合計	283	553

(3)院長退職金制度

1.アンケート調査の実施(平成7年2月15日)

被災地の加入者に対し、掛金の減額等に関する希望の有無を照会した結果、対象加入者756人中、416人(55パーセント)より回答があった。

変更の希望なし	367件(88.2パーセント)
掛金減額希望	36件(8.7パーセント)
解約希望	13件(3.1パーセント)
災害貸付希望	21件(5.1パーセント)

2.2.要望活動(平成7年2月28日)

中小企業事業団に対し、納付期限延長等について特例措置を講ずるよう次のような要望を行った結果、3月14日付で特例措置は不可能と回答を得た。

(イ)納付期限延長(1年間→2年間)

- 一年後の状況により再延長になる可能性があるが現在は不可。
- 特例措置の一年間納付猶予後の納付は、猶予分については一時納付が本来の措置で、特例の特例として(前年同月分との)2ヵ月分ずつの月払いを認めている。

(ロ)貸付金利率(5パーセントを3パーセントに)→現在は不可。

(ハ)貸付限度額(500万円→掛金合計額に近い金額) →現在は不可

(ロ)については来年4月、(ハ)は10月の国会で議決されるであろう。

(二) 契約者への共済金の部分前払い(貸付ではなく)検討はしたが、共済法にふれるため不可と決定した。

震災後の院長退職金共済金の支払状況

	共済A	共済B	解約	合計		減額
1月	9 (3)	2	1	12	うち法人化4件 死亡3人	0
2月	9 (4)	2	1	12	うち死亡2人	1
3月	13 (3)	0	1	14	うち開設者交代1件	2
4月	30 (4)	0	0	30	うち口座振替4件	15
5月	14 (4)	0	0	14		9
6月	7 (1)	0	0	7	うち死亡1人	2
7月	15 (6)	0	2	17		1
合計	97 (25)	4	5	106		30

()は専従者、尚、納付期限の延長、貸付利用者は(0)

(c)1996兵庫県歯科医師会(デジタル化:神戸大学附属図書館)

警察歯科医会

兵庫県警察歯科医会は、1月17日(火)兵庫県南部地震発生から2日後の1月19日(木)に村井兵庫県警察歯科医会会長を本部長とし、小川本部長代行・河原本部長副代りを決定して、「兵庫県警察歯科医会対策本部」を東館口腔保険センター2階に設置した。

と同時に、理事役員及び県下52署警察歯科医に出動要請を行い、被災状況が軽微な地函歯科医師会に対して、本部詰め要員として数人の派遣準備を依頼した。

〔身元不明個体識別作業〕

19日(木)に兵庫県警察本部から身元不明の個体識別検屍要請があり、小川本部長代行をはじめ河原同副代行以下南但、北但、美方郡、西脇・多可、氷上郡歯科医師会がまず20日(金)正午から22日(日)正午まで、2泊3日の日程でパトカーに同乗して出動。本部設営と検屍手順、チャート記載方法などについて取り急ぎミーティングを行い、1班3人体制で3チームを常設、不眠不休の24時間体制を整えた。

雑務に追われるなか、20日(金)午後2時に県警本部から出動要請が入り、身元不明体安置場となった須磨寺へパトカーの緊急走行に同乗して30分で到着。遺体の検屍を開始したが、ドライアイスでガチガチに凍結されていたため開口に手間取り、5体検屍を終了するのに2時間を要した。(88頁参照)

翌21日出には円徳寺(尼崎市)への出動要請が入ったが、交通事情を考慮し真夜中の検屍出動となる。7体検屍を終え帰着したのは翌22日(日)午前2時、チャート等の整理が終了したのは午前4時前となった。そのため、22日(日)以降の円徳寺の対応については尼崎市歯科医師会に依頼することになる。

22日(日)から24日(火)までは田上警察歯科医以下北区、姫路市、三木市・美嚢郡と交代し須磨寺に出動、22日(日)8体、23日(月)1体の検屍を実施。

24日(火)から26(木)までは、小川代行以下播磨、三田市、小野市・加東郡が担当し、24日(火)には国松孝次警察庁長官が、警察歯科医会の活動視察と激励にみえるということで、小川代行、志築副会長以下3班全員が、新たな安置場所となった長田署へ出動し、村野工業高校体育館で25体検屍を実施し、同長官から感謝とねぎらいの言葉をいただいた。

25日(水)には須磨寺で8体、王子剣道場で12体の検屍を実施した。26日(木)から28日(土)までは、相生・赤穂市郡、揖尾、佐用郡が担当し須磨寺1体の検屍と数は減少する。

28日(土)から30日(月)は、垂水区、西区、川西市が担当したが出動要請もなく、30日(月)からは規模を縮小し、本部も本館に移動させた。

今回の震災での警察歯科医会出務者数

	待機者数	出 動 者				
		須磨区 須磨寺	尼崎市 円徳寺	長田区 村野工高	灘区 王 子剣道場	その他
1/20(金)	11	3	-	-	-	-
21(土)	11	-	6	-	-	-
22(日)	19	4	-	-	-	-
23(月)	14	-	-	-	-	-
24(火)	25	15	-	11	-	-
25(水)	17	3	-	7	3	-
26(木)	23	-	-	-	-	-
27(金)	11	-	-	-	-	-
28(土)	21	-	-	-	-	-
29(日)	7	-	-	-	-	-
30(月)	7	-	-	-	-	-
2/7(火)	7	3	-	-	-	-

歯界月報2・3月合併号掲載までに、身元不明体検屍数68体、出動延べ人数159人、出動場所4ヵ所となり、その後、4月15日出に東灘区で1件、5月11日(木)に兵庫区で1件、それぞれ倒壊した家屋から収容された遺体を検屍した。

予測できぬ大災害であったが、村井本部長のもと、兵庫県警察歯科医会は事態の重要性を認識し、規律正しく適切な活動を行った。

男女比・年齢比一覧

男女比		
〔 男 〕	41名	(56.2) (%)
〔 女 〕	20	(27.4)
〔不 明〕	12	(16.4)
年齢比		
〔10歳以下〕	1名	(1.4) (%)
〔10 代〕	0	(-)
〔20 代〕	2	(2.7)
〔30 代〕	0	(-)
〔40 代〕	6	(8.2)
〔50 代〕	13	(17.8)
〔60 代〕	13	(17.8)
〔70 代〕	13	(17.8)
〔80 代〕	0	(-)
〔80歳以上〕	0	(-)
〔不 明〕	25	(34.2)
※〔合計73名〕		

※歯界月報2・3月合併号締切後の数を含んでいるため、増加している。

警察歯科医会活動状況

昭和60年8月12日 JAL123便墜落事故

昭和61年5月19日 兵庫県警察歯科医会発足

警察歯科医52名(52署)が県警本部長から委嘱

昭和61年度 身元確認13件

昭和62年度 身元確認18件

昭和63年度 身元確認15件

平成元年度 身元確認25件

平成2年度 身元確認13件

平成3年度 身元確認11件

平成4年度 身元確認25件

平成5年度 身元確認24件

平成6年度 身元確認32件

(平成7年3月10日現在)

合計 身元確認176件

※阪神淡路大震災での身元確認68件

(c)1996兵庫県歯科医師会(デジタル化:神戸大学附属図書館)

10年の積み重ねが生きた警察歯科医会

一刻も早く、家族のもとへ

身元不明遺体確認に没頭した警察歯科医会

御巢鷹山を忘れない

あの日、城崎の自宅で激しい揺れに襲われた警察歯科医・河原忍は、断片的にしか入ってこない情報にいらだっていた。震源地は？震度は？被害の規模は？現在の状況は？部分的なニュースが途切れ途切れにテレビの画面から流れてくるものの、全体を把握できる正確な情報が届かない。確信できたのは、とんでもない災害が起こったということだけ。

何かの間違いであってくれれば……。祈るような気持ちを裏切るように「阪神高速が落下」「駅が倒壊」「病院が崩れ落ち、患者らが生き埋めに」と、信じ難い被害が次々と伝えられ始めた。

警察歯科医としての出動――。重苦しい気持ちを抱えながら、河原はそのための準備を開始した。

平成7年1月17日、未曾有の被害をもたらした阪神・淡路大震災が発生。兵庫県警察歯科医会にとっても慌ただしい日々が始まろうとしていた。

さかのぼること10年。1985年夏、その思いもかけない惨事は起こった。「日航ジャンボ機墜落事故」。東京を発った日本航空のジャンボ機が群馬県の御巢鷹山に墜落。520人もの尊い命が一瞬にして奪われた。そのなかには、当時の兵庫県歯科医師会・鹿嶋弘会長、前田光俊専務理事、河原道夫・県歯科医師政治連盟理事長の3名も含まれていた。組織のトップとして活躍していた貴重な人材を突然に亡くしたことは歯科医師会にとって大きな痛手であった。同時に、河原忍は、同じ歯科医として前を歩いていた父を亡くすという二重の悲しみに向かい合わなければならなかった。「航空機の事故は、それはもう悲惨なもので。衝突の激しさで体がバラバラになったり、焼け焦げてしまったり。もう二度とあんな事を起こしてはならない」



直後に現地に駆けつけた体験を通して、河原は静かに語る。だが、兵庫県に警察歯科医会が発足したのはこの辛い経験があったことだった。

というのも、群馬県には当時すでに警察歯科医会が組織されており、この事故の際も文字通り献身的な身元確認作業を行っていた。

実際に警察歯科医たちの活躍ぶりを間近に見た河原らは、その必要性を強く感じた。そして早速、兵庫県にも警察歯科医組織を作るべく準備を進めた。亡くした3人の命を無駄にしないためにもと、設立メンバーの気持ちがひとつにまとまったかきもあり、翌年の1986年、「兵庫県警察歯科医会」が発足も県下にある52の警察署に1人ずつの会員を配置し、警察からの要請にいつでも応じられる態勢を敷いた。

「最初は何も分からずまったくの手さぐり状態。お手本である群馬県の警察歯科医会のアドバイスを受けて、兵庫県警との折衝を重ねながら、少しずつ、少しずつ兵庫県における警察歯科という分野を築き上げてきたのです」

現在、同会の専務理事を務める飯田浩司はこれまでの長かった道のりをそう振り返る。

設立当初に定めた活動内容は、1.検視業務その他法歯学を活用した捜査協力を行う、2.警察職員に対して法歯学的知識の普及高揚を図る、といった程度だったが、現在は、1.犯罪捜査協力(犯罪捜査に関して要請により手配書のモニター・ジュ写真並びに口腔状況の特徴原稿を作成し、兵庫県歯科医師会機関紙「歯界月報」に掲載して県下の会員の協力を得る一方、全国組織である都道府県歯科医師会に連絡協力を得る)、2.死体身元確認捜査協力(確認困難な身元不明死体について警察の協力要請により検視を行い、口腔状況を細部にわたり調査し報告書並びに原稿を作成し、歯界月報に掲載して県下の会員に広報し早期確認に協力)、3.法歯学に関する講演会の実施(県警本部及び県下各署の署員に対して法歯学並びに口腔解剖・衛生・病理・治療充填・補綴等の基礎知識他の講演を行い、犯罪捜査・身元確認捜査等に貢献)、4.県警本部及び県下各署との懇談会(県警本部及び県下各署と随時懇談会を開催し、協力関係の確認を行い、警察歯科医会活動の円滑化を図る)、5.総会及び理事会の開催と、10年の歳月と経験を経て、その内

容も具体的に整理され成熟していった。

同様に、他県でも次々と警察歯科医会が発足。日航機事故の前にはわずか3県にしかなかった警察歯科組織が、事故を契機に続々と縛し、現在は実に44の道府県で警察歯科医が活躍するまでになった。

「奇しくもあの事故から10年。警察歯科医たちは殺人、心中、事故など、凄惨な遺体に向き合っては身元の確認に尽力し、法歯学の重要性を説いて回ってきた。警察との信頼関係も確実に築き上げてきた。今回の大地震の混乱のなか、われわれ警察歯科医会が出せるだけの力を発揮できたのも、そんな地道な努力の積み重ねがあつてこそ。日航機墜落事故は悲しいできごとだったが、あの時に散った多くの命のためにも、と精一杯の活動を続けてきたわれわれ警察歯科医会にとっては、やはり忘れることのできない原点なんです」

御栗鷹山を心に刻み、今回の震災においてもいち早く立ち上がった兵庫県警察歯科医会。あの日の悲しみを使命感に変えて懸命な活動を続けた歯科医たちの思いを飯田はそう代弁してくれた。

動き出した警察歯科医たち

通常、警察歯科医の出動は所属の警察署からの要請によって行われる。17日当日、城崎署の警察歯科医・河原忍はテレビにくぎづけになって、刻々と増えていく死亡者の数を横目でにらみながら、要請を待ち続けた。ところが、その日は何の連絡もないままに過ぎた。他の歯科医も同様だった。

翌日、昼まで待ったが、要請は来ない。しびれを切らせ、県警に電話を入れてみる。その時の返事は、死亡者は多いが、ほとんどが自宅で亡くなっているので身元確認は十分にできるというものだった。腑に落ちない思いを抱きながらも受話器を置いた。「そんなはずはないと思ったんですが、警察も当時はかなり混乱していたようで、こちらとしてはどうしようもなかった。直後は、それこそ死んでしまった人は後回しにせざるを得ないという状態もあつたんでしょう」

ところが、翌19日になってから、自宅に県警の捜査一課長から直接電話が入った。身元不明の遺体が出ているが、被災地の医師にはたのめないので、被災地外の歯科医に協力してほしいという。河原は、すぐさま県下52署のうち、但馬、丹波など直接被害を受けなかった地域の警察歯科医をピックアップし、手当たり次第に電話をかけ協力を依頼した。各署の警察歯科医たちは、すでに出動の構えで、二つ返事でそれを受けた。

日付けが変わって間もない翌20日の未明。但馬、丹波地域の警察歯科医たち第一陣を乗せた車が、神戸をめざして走り出していた。

県歯会館に対策本部を設置

そのころ被災地にほど近い加古川警察署の警察歯科医・小林正和も県歯科医師会館に向け車を走らせていた。普段なら1時間程度で来られる道のりだが、どこの道に抜けても遅々として進まない。倒壊した家々、うねる道路、先を争う車の列……。「これは大変なことになったと、あらためて身が引き締まる思いだった」

ようやくの思いで会館に着いたのは、加店川の自宅を出てからすでに5時間が経ってからのことだった。

休む間もなく、すでに到着していた歯科医師や歯科医師会職員らとともに、東館にある衛生士学校の教室を拠点に、村井兵庫県警察歯科医会会長を本部長、小川本部長代行、河原本部長副代行とする「警察歯科医会対策本部」を設置。同時に理事役員及び県下52署警察歯科医に出動要請を行い、被災状況が軽微な地区の歯科医師会に対して、本所詰め要員として数人の派遣準備を依頼した。地震発生から3日め、1月20日のことだ。

但馬から、丹波から、播磨から、そして被災地からも続々と警察歯科医たちが駆けつけてきた。警察からの要請に即応するよう、そして確実な検視作業にあたるため、取り急ぎ検視の手順、チャートの記載方法などについての簡単なミーティングを持った。その際、出動は1班3人体制で、また要請には24時間体制で応じることとし、対策本部には常時3チームが待機することも決定された。「寝袋を持って、食料を持って、水を持って、集まった先生方は皆、長期戦を覚悟の上で神戸に集結してくれた。冷静でありながら、自分たちがやらなければという意気込みはすごかった」

直後から対策本部に待機し、司令塔的な役割を果たした小林は、その時の様子をそんなふう語る。しかし、そんな自分自身も、冷たい床の上に敷いたダンボールの上で仮眠を取りながら、不休で活動を続けたひとりなのだ。

遺体安置所へ出動相次ぐ

対策本部設置に向け慌ただしく動いていた小林正和らのもとに、県警から最初の出動要請が入った。1月20日午後2時。遺体安置所となっている須磨寺へ出動されたいとのこと。早速、1チームがパトカーに同乗し、緊急走行で須磨寺へと向かった。途中は相変わらずの大渋滞だったが、警察がパトカーを差し向けてくれたことで、車は順調に進んだ。

周辺の家屋も軒並み倒壊している須磨寺には満足な暖房器具などなく、氷のように冷たい床の上にくつもの遺体が運びこまれていた。身元が特定できず検視を行うのはこのうちの5体。眠るように横たわった遺体に向き合うと、誰が言うでもなく、皆、数珠を持つ手を合わせた。



ところが、震災後初めてのこの出動で、思ってもみないことを経験する。傷みの進行を遅らせるためドライアイスでガチガチに凍結されていた遺体は、口を開けることすらできないのだ。「使い捨てのカイロを顔中にあて、ドライヤーで温めながら何とか口を開くような状態でした。ずいぶん手間取ってしまい、5体の検視に結局2時間を費やしました」と、河原忍。次回からはあらかじめドライアイス除去し、遺体を温めておいてもらうことを警察に依頼。あわせて、対策本部では検視の際の携行品にカイロとドライヤーを加えることを申し合わせた。

翌21日は尼崎の遺体安置所、円徳寺への出動要請が入った。

「当初の電話連絡で身元不明遺体が1800あるといわれ、こちらも慌てました。おまけに交通事情が悪く、対策本部から尼崎まで10時間かかるとのこと。真夜中になるのを待って出動しました。結局7時間かかって到着。行ってみると、遺体は7体。1800というのは誤報だったんですが、とにかく情報が錯綜していて、それが事実かどうかということも実際に行ってみないと分からないような状況でした」

警察からの連絡窓口となった小林は苦笑する。結局、神戸から尼崎への移動にあまりにも時間がかかるため、翌日からの円徳寺の対応は尼崎市歯科医師会に依頼した。

引き続き須磨寺への出動要請。翌22日に8体、23日に1体の検視を行った。「ひとり暮らしのお年寄りが目立っていたように思います。ただ、なんていうか、思っていたより損傷が少なく、きれいな顔のまま亡くなられた人が多かったのが救いといえ救いでした」

河原は、震災からまだ日の浅かった出動に関して、そんな感想、を漏らす。確かにこの時点で収容された遺体の多くは即死のケースが多く、眠りから覚める間もなく逝ってしまった人が多かったのが事実だ。

骨と歯からの身元確認も

震災から1週間が経過した24日になると、新たな遺体安置所となった長田署への出動要請が入ってきた。遺体の数が多いとのこと、対策本部に待機していた3チーム全員で出動。長田署からほど近い村野工業高校の体育館で、25体もの検視に追われた。「長田の場合は圧死に加え火災で亡くなった人が多く、骨や歯だけしか残っていないこともありました」と、河原。遺体が焼けてしまっている場合は血液鑑定やDNA鑑定が難しく、身元の特定には歯が何よりの頼りになる。「その大切な手がかりとなる骨や歯の収容も長田では困難を極めていました。焼け落ちた家屋の下で自衛隊員らが燃えかすを少しずつふるいにかけて、行方不明者の骨や歯がないかと探していくわけです。ある日のこと、現場にいた僕のもとに若い隊員が駆け寄ってきて『先生ありました！ みつかりました！ これは骨でしょうか、歯でしょうか？』と聞いてきたんです。急いでその白いかけらを見てみると、それは骨でも歯でもなく、モルタルか何かの焼け残りでした。彼にそう伝えると、ひどくがっかりした様子でしたが、何とか気を取り直すと、再びふるいを持ち一生懸命に搜索を続けていました。行方不明になっている人を一刻も早く見つけ出してあげたいという気持ちがこちらにも伝わってきて胸が熱くなりました」と、河原は思い返す。その自衛隊員の背中に、頭を下げずにはいられなかったという。

こうした搜索を通して自衛隊や警察、家族らが集めてきたわずかばかりの骨や歯からの鑑定が長田では珍しくなかったのだ。



激震地の警察歯科医たちは

1月17日の地震発生当日、神戸・阪神間の警察歯科医たちは、自らが被災者の立場にいた。灘署の警察歯科医である住谷道夫もその一人だ。灘区の自宅は幸い倒壊こそまぬがれたものの、部屋の中は物という物が倒れ、落ち、足の踏み場もないような状態だった。ライフラインは完全に断ち切れ、何がどうなっているのかがよく分からなかった。「電話は通じないし、電気も来ない。車で様子を見にいこうにも道はグチャグチャで走れない。ただ、周辺の様子をぐるりと見ただけでも、何か大変なことが起こったことはわかりました」

直後の何日間かは、でかけようとする、おびえた家族が取りすがってくるような状態だった。「それでも、灘区にある診療所のことも気になりましたし、警察歯科医としての出勤も予測されたので、唯一の移動手段であったバイクにまたがって診療所や県歯科医師会館を行き来しました」

激震地にいたからこそ、自宅の周囲を見渡しただけでも震災のむごさを知ることができたからこそ、何かせねばという気持ちも強く働いたのではないかなと言う。

そんな住谷のもとに、灘署からの出勤要請が入ったのは25日のこと。遺体安置所となっている王子スポーツセンターに、16～17の身元不明体があるとのこと。一人ではこなせないと判断し、バイクで兵衛会館にある「警察歯科医会災害対策本部」へ。待機していた他署の警察歯科医に協力を依頼した。対策本部にもすでに出勤要請が入っており、1チームが住谷に合流することになった。そして、住谷はバイクに乗り、応援部隊は車に乗り込み、灘へ向け出発したのだが、これが結果的には裏目に出ってしまった。

1枚のスナップ写真から身元確認

対策本部をバイクで出発し、王子スポーツセンターに先に到着した住谷道夫は、早速、県警の鑑識担当者らと検視を始めた。遺体安置所となっていた剣道場には、当初の連絡より少ない12の遺体が横たえられていた。圧死がほとんどだった。前もって遺体を温めておいてくれたこともあり、作業は比較的スムーズに進みつつあった。

12遺体のうちのある男性の場合、身元を特定する手がかりとなるのは1枚のスナップ写真だけ。歯科のカルテもレントゲンもなかった。「遺体を開いて調べると、特徴的な歯並びをしていて、前歯には金歯冠があったんです。写真をルーペで拡大して見ると全く同じ。これはこの人に間違いないと、身元が判明しました」と、住谷。写真のなかの男性はスナックのようなところで笑っていた。大きな口を開けているその楽しげな表情が、まさか自分の身元を特定するのに役立つことになろうとは夢にも思わなかっただろうに。スナップ写真のなかの笑顔はあまりにも悲しかった。

そのころ、対策本部を車で出発した応援部隊の歯科医師は、まだ、区境を越えられずにいた。渋滞の列はどこまでも続いていて、先が見えない。「パトカーを差し向けてもらえばよかった」

皆、そう思ったが、出発の時点では中央区から灘区までというわずかな距離だということもあり、甘く見ていたのだった。住谷が一人で奮闘してるかと思うと、イライラも募るばかりだった。

「いったい何をしているんだろう……」

いつまでたっても到着しない彼らを思って、住谷は首をかしげながら検視を続けていた。幸い警察の担当者の手際が良く、一人といてもこの日の作業は効率良く進んだ。とうとう12体めの検視も終了した。それでも、車は来なかった。

結局、3人の応援歯科医師が王子スポーツセンターに着いたのは兵衛会館を出てから5時間が経過してからのことだった。今となっては考えられないことだが、とにかく車は右にも左にも前にも、後ろにも進まなかったのである。ようやくの思いで彼らが着くとすでに検視は終わっていたというわけだ。「それからますますバイクが手放せなくなりましたよ」

住谷は苦笑する。

悲しみを明日の課題に

この後も警察歯科医らは交替で対策本部に寝泊まりしながら、要請を待つには出勤を繰り返し、延べ159人が、68体の遺体の身元を明らかにした。

2月に入ると要請はほとんどなくなり、1月28日の須磨寺での検視を最後に対策本部の規模を縮小。実質的な活動を終えた。「専門職としての知識や技術でもって社会の役に立てたことが嬉しい。これからも社会の一員としてできる限りのことをやっていかねばと、あらためて考えさせられました」

住谷は、今回の活動を振り返ってそう語る。現在、非常勤講師として母校や朝日大学の教壇に立つ機会も多い住谷は、歯科の分野からもこうした社会貢献ができるということを積極的に伝えていくつもりだ。

ほかの警察歯科医たちにしても思いは同じ。城崎署の河原忍は自分たちが役立てる場を増やしてほしいという思いを震災後さらに強くした。「全国で1年間に発見される身元不明遺体はざっと2200体。そのうち身元が判明するのはせいぜい6割程度で、残る遺体は誰に見とられることもなく、ひっそりと葬られているんです。そういう人を1人でも少なくするために、僕たちをもっともっと利用してほしい」



そのための課題もまた、今回の震災で浮き彫りになった。「身元の確認は歯科での治療の際のカルテやレントゲンが大きな手がかり。しかし、今のところは保存期間もまちまちだし、今回のような災害が起こった場合、カルテが取り出せなかったり、焼失してしまったりというケースもあった。どこかにまとめてコンピューター化して保存するなど、情報がいつでも得られるシステムを作っていくことも考えていかねばならないでしょう」

また、加田川署の小林正和は、今後同じような災害が発生した時の対応に危惧を抱く。「今回何より苦労したのが青報網の確保と、交通手段の確保。これをどうするか。例えば無線を使うことも考えていかなければならないし、非常時にどういう移動手段を取るのがいいのかも探っていかなければならない。ただ、まずはいざ非常事態が起こったときにどう対応するかという申し合わせを日頃からきちんとしておくことが必要。いつ災害が起こってもいいように、早急に備えを進めていかなければと思います」

御巢鷹山の事故をきっかけに発足した「兵庫県警察歯科医会」。今回の震災において、10年の地道な努力から生まれたその献身的な活動が高く評価された。それは、警察歯科医一人ひとりが、残された者の悲しみを忘れることなく熱い使命感に燃えてきたからこそなのではないだろうか。

この震災で学びとったすべてを無駄にしまいと、原点は、今も変わらないが、その目はすでに未来に向けられている。

病院歯科医会

〔病院歯科医会デスク〕

兵庫県歯科医師会阪神・淡路大震災対策本部内に病院歯科医会デスクを設置し、震災被災者を対象にした歯科医療広報活動を目的として、2月7日から3月31日の期間中、本会会員で部長・医長級がボランティアとして連日出務した。

場 所:兵庫県歯科医師会役員室

兵庫県歯科医師会阪神・淡路大震災対策本部内

期 間:2月7日～3月31日

時 間:13:00～17:00

〔被災者を対象にした歯科医療電話相談〕

目 的: 電話による被災者の歯科医療相談に応じ、適切なアドバイスを行う。

電話相談期間: 2月13日～3月31日 47日間

電話相談件数: 26件(9件/2月、17件/3月)

補綴(義歯関連)12件、矯正2件、根管治療2件、顎関節症2件、その他(医療相談、金属アレルギーなど)8件

電話相談の内容を各報道機関に通知し、また避難所にも掲示した。

2月21日NHKTVにて【震災生活相談・健康】として『歯の健康相談窓口、兵庫県同院歯科医会』が放映された。

〔二次医療(口腔外科)患者を対象とした病院間の情報集約及び伝達〕

(1) 病院歯科医会患者受け入れ状況 二回発行(1月26日、2月22日)

1月25日被災地区病院歯科と連絡困難の中、被災地区ならびに近隣の病院歯科の外来、入院、手術、検査についての医療状況をまとめ、『病院歯科医会患者受け入れ状況』を作成した。医科を含め、県下病院関係では恐らく最初の病院情報であったと思われる。1月26日被災地区の歯科医療後方支援体制の確保と病院間協力を行う目的で、被災地区および周辺の病院歯科に情報提供を行った。さらに兵庫県歯科医師会、兵庫県医務課、報道機関(NHK、神戸新聞など)に対しても情報(第1報)を提供した。2月15日震災一ヵ月後における病院(歯科)へ通院のための交通機関、病院における外来、入院、手術の状況ならびに検査機能について調査を行った。

2月22日患者受け入れ状況(第2報)を関係各方面に対して提供した。この時点で病院歯科の機能がほぼ正常に回復したことを確認した。

(2) 被災地区病院歯科患者調査

震災直後の混乱した状況下での集計報告で、各病院によって集計の方法と分類が異っていたため集計作業は難航した。

1. 調査対象

被災地区ならびに近隣の有床(歯科)病院(28病院)

神戸地区・14病院、阪神地区・8病院、淡路地区・1病院

明石、加店川、姫路、西脇・5病院

調査の回答が得られた病院(18病院)

神戸地区・9/14、阪神地区・5/8、淡路地区・1/1

明石、加古川、姫路西脇地区3/5

2. 調査機関

1月17～2月28日(1/1～2/5、2/6～2/12、2/13～2/19、2/20～2/28)

3. 調査項目

(イ)疾患分類

(ロ)患者数の推移

4. 集計項目

(イ)患者数の推移

(ロ)初診患者数の推移

(ハ)震災関連疾患分類と疾患別推移

(ニ)被災地図再診及びおよび初診患者における疾患分類と推移

(ホ)被災地区初診患者における疾患分類別推移

(イ)再診及び初診患者数の推移(7医療機関)

1/17～2/5 (20日間) 1,630名

2/6～2/12 (7日間) 1,095名

2/13～2/19 (7日間) 1,263名

2/20～2/28 (9日間) 1,773名

(ハ)震災関連疾患分類と推移(7医療機関)

処 置 名	患者数	患者数	患者数	患者数	合計
	1/17～2/5	2/6～2/12	2/13～2/19	2/20～2/28	
補綴					
義 歯	20	11	9	8	48
口腔外科					
炎症	12	11	7	5	35
歯周組織炎	7	4	4	4	19
歯冠周炎	2	3	2	1	8
顎炎	—	—	—	—	—
蜂窩織炎	3	3	1	—	7
その他	—	1	—	—	1
外傷	14	—	1	1	16
軟組織	3	—	—	—	3
歯牙脱臼	4	—	1	—	5
歯槽骨骨折	3	—	—	—	3
顎顔面骨骨折	4	—	—	1	5
粘膜疾患	2	2	—	1	5
その他	8	2	3	2	15

〔マスメディアとの情報交換〕

神戸新聞、NHK、サンTVなどの報道機関

〔歯科医療需要の情報集約と総括〕

兵庫県歯科医師会阪神・淡路大震災対策本部会議に4回出席し、現況分析を定期的に行った。

(病院歯科医会デスク活動の趣旨説明、活動内容報告、歯科医療活動の情報交換等)

患者受け入れ状況1

平成7年1月27日現在

神戸市

病 院 名	外 来	入 院	手 術	検 査
神戸大学附属病院	1月25日より通常体制	緊急のみ	1月30日より稼働予定	CT, MRI, シンチほぼ回復
神戸市立中央市民病院	1月24日より通常体制	緊急のみ	緊急のみ	CT, 可
六甲アイランド病院	応急処置のみ	可能	不可	CT, シンチ可 MRI, 不可
神鋼病院	1月30日仮開院	不可	不可	CT, MRI, シンチ不可
川崎病院	ほぼ正常機能	緊急のみ	不可	CT, 可
三菱神戸病院	応急処置のみ	満床にて不可	改修中全麻不可	CT, MRI可
神戸市立西市民病院	応急処置のみ	不可	不可	不可
新須磨病院	応急処置のみ	不可	小手術可 全麻不可	CT, MRI近日中には可
こども病院	小児患者の診療可	不可	不可	CT, MRI可
済生会兵庫照病院	正常機能	可・3床の余裕あり	通常機能 3回/週可能	CT, MRI, シンチ可
社保神戸中央病院	正常機能	緊急のみ	緊急のみ	CT, MRI, シンチ可
西神戸医療センター	正常機能	緊急のみ	緊急のみ	CT, MRI, シンチ可
足立病院	正常機能 外来手術可	不可	不可	CT, 可
広野高原病院	正常機能	可能	可能	CT, 可
兵庫・休日診療所	1月23日～1月29日までの間	診療時間 10時～15時	兵庫県歯科医師会	

尼崎市・西宮市・伊丹市・宝塚市・芦屋市

病院名	外 来	入 院	手 術	検 査
関西労災病院	正常機能	可能	可能	CT,可
西宮市立中央病院	通常診療	可能	外来小手術	CT,可
兵庫医大附属病院	緊急のみ	不可	不可	CT,シンチ一部可 MRI,不可
明和病院	正常機能	異常なし	緊急のみ	異常なし
伊丹病院	正常機能	可能	CT,可	CT,RI,シンチ可
近畿中央病院	正常機能	可能 要連絡	通常機能	CT,可 MRI,シンチ4月より可
宝塚市国保診療所	正常機能	なし	通常機能	正常機能
芦屋病院	1月23日より 平常機能		不可 給水回 復後開始	CT,可

明石市・加古川市・西脇市・姫路市・洲本市

病院名	外 来	入 院	手 術	検 査
成人病センター	正常機能	可能	通常機能	CT, MRI, シンチ, リニアック可
神鋼加古川病院	正常機能	可能・協力体制にあり	通常機能	CT,可
西脇病院	正常機能	可能 要連絡	通常機能	CT, MRI, シンチ可
姫路赤十字病院	正常機能	可能 要連絡	通常機能	CT, MRI, シンチ可
新日鐵広畑病院	正常機能	可能 要連絡	通常機能	CT,可
淡路病院	正常機能	可能 要連絡	通常機能	CT, MRI, シンチ可

患者受け入れ状況2

平成7年2月22日現在

神戸市

病院名	外 来		入 院	手 術	検 査			
	診療体制	水道			ガス	CT	MRI	シンチ
神戸大 学 附 属 病 院	通常機能 普段の50%	済み	可 能	通常機能	可	可	可	通 常
神戸市立中央市民病院	通常機能 普段の50%	異常なし	可 能	3月より 通常機能	可	不可	可	通 常
六甲アイランド病 院	通常機能 普段の50%	異常なし	可 能	通常機能	可	可	可	通 常
神 鋼 病 院	通常機能 普段の35%	済み	低圧 未	部分的には可能	3月23日より 制限体制	可	不可	不可
川 崎 病 院	通常機能 普段の70%	異常なし	可 能	3月1日より 再開予定	可	-	-	通 常
三菱神戸病院	通常機能 普段の80%	済み	未	可能	改修中不可	可	可	-
神戸西市民病院	不可 放射線科ナシ							
新 須 磨 病 院	通常機能 普段の70%	済み	未	可能	通常機能	可	可	- ガンマナイフ 可能
こども病院	通常機能 普段の70%	異常なし	可 能	通常機能	可	可	可	通 常
済 生 会 兵 庫 病 院	通常機能 普段の130%	異常なし	異常なし	緊急患者は常時 受け入れ可能	通常機能	可	可	可 通 常
社 保 神 戸 中 央 病 院	通常機能 普段の70%	異常なし	異常なし	平常通り	通常機能	可	可	可 通 常
西 神 戸 医 療 セ ン タ ー	通常機能 普段の150%	異常なし	異常なし	緊急のみ	緊急のみ	可	可	可 通 常
足 立 病 院	通常機能 普段の60%	異常なし	異常なし	平常体制	通常機能	可	-	-
広野高原病院	通常機能 普段の95%	異常なし	異常なし	常時可能	通常機能	可	-	-

尼崎市・西宮市・伊丹市・宝塚市・芦屋市

病院名	外 来		入 院	手 術	検 査			
	診療体制	水道			ガス	CT	MRI	シンチ
関西労災病院	通常機能 普段の85%	異常なし	異常なし	可能	通常機能	可	可	可 通 常
西 宮 市 立 中 央 病 院	通常機能 普段の30%	異常なし	異常なし	可能	通常機能	可	可	可 通 常
兵庫医大附属病院	通常機能 普段の50%	異常なし	異常なし	通常の30%	通常機能	可	可	可 通 常
明 和 病 院	通常機能 普段の90%	異常なし	異常なし	可能	緊急手術のみ 近々通常体制予定	可	可	可 通 常
伊 丹 病 院	通常機能 普段の100%	異常なし	異常なし	可能	通常機能	可	可	可 通 常
近畿中央病院	通常機能 普段の70%	異常なし	異常なし	可能	通常機能	可	不可	不可 MRI, シンチ は一か月後
宝塚市国保診療所	通常機能	異常なし	異常なし			-	-	-
芦屋病院	通常機能 普段の80%	異常なし	異常なし	可能	制限体制	可	可	-

明石市・加古川市・西脇市・姫路市・洲本市

病 院 名	外 来	入 院	手 術	検 査
成人病センター	正常機能	可 能	通常機能	CT、MRI、シンチ、リニアック、正常機能
神鋼加古川病院	正常機能	可能協力体制にあり	通常機能	CT、正常機能
西 脇 病 院	正常機能	可 能	通常機能	CT、MRI、シンチ、正常機能
姫路赤十字病院	正常機能	可 能	通常機能	CT、MRI、シンチ、正常機能
新日鐵広畑病院	正常機能	可 能	通常機能	CT、正常機能
淡 路 病 院	正常機能	可 能	通常機能	CT、MRI、シンチ、正常機能

(c)1996兵庫県歯科医師会(デジタル化:神戸大学附属図書館)